

令和8年度

第1回 金沢市歴史まちづくり協議会（書面開催）

【日時】 令和8年8月31日（月）～令和8年9月11日（金）

【次第】

報 告

金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）

の変更（軽微な変更）について 【資料】

・・・P1

金沢市歴史まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、「金沢市歴史まちづくり協議会」と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、金沢の「まち」の魅力をさらに高めるため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第11条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行う。

(会 長)

第3条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、当該協議会を組織する委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができない場合は、その指名する者を代理として出席させることができる。
- 4 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課に置く。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市歴史まちづくり協議会 委員名簿

(敬称略)

令和8年6月16日現在

構成	氏名	役職
学識経験者 (五十音順)	川崎 寧史	金沢工業大学教授（建築）
	橋本 忍	金沢職人大学校理事（金沢市建築組合 組合長）
	竹松 幸香	前田土佐守家資料館副館長（近世史）
	新田 千鶴子	金沢商工会議所議員
	馬場先 恵子	金沢学院大学名誉教授（都市計画）
	山崎 達文	金沢学院大学名誉教授（文化財）
	山崎 幹泰	金沢工業大学教授（日本建築史）
石川県	田中 進一郎	都市計画課長
	山 道明	公園緑地課長
	北澤 宏之	文化財課長
計 10名		

報 告

金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）の
変更（軽微な変更）について



金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期） 変更（案）の概要

金沢市では、本市固有の歴史文化資産の保全・活用を図り、「まち」の魅力を向上するため、平成21年より地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法という）に基づく「金沢市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成30年からは、「金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）」に基づき、歴史文化資産を活かしたまちづくりを推進しています。

この度、「6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項」について、計画内容の一部変更等を行うものです。

【計画構成】

1. 金沢の歴史的風致形成の背景
2. 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
4. 重点区域の位置及び範囲
5. 文化財の保存又は活用に関する事項
6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項（変更）
7. 歴史的風致形成建造物の指定の方針
8. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針となるべき事項

★ 歴史的風致 とは、

「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義
（歴史まちづくり法 第一条）

※以下、変更となる 6. の変更箇所を掲載しています

令和8年 月
文化スポーツ局 歴史都市推進課



6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

★ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針を定め、様々な事業を展開します

■ 以下の1事業を新たに追加します(合計64事業)

○歴史的街並みの保全に関する事業(1事業)

泉鏡花文化交流拠点施設整備事業

【概要】

老朽化が進行している旧菓子文化会館及び隣接する泉鏡花記念館の両館を歴史文化を体感し、市民・国内外の観光客が楽しめる文化拠点施設として一体的に整備を行う。

周辺の歴史文化の理解や界隈の回遊性を向上させる拠点を整備することで、歴史的風致の理解促進を図る。

